

事務連絡

平成23年6月15日

全国知事会 御中

内閣府地域主権戦略室

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程（案）について

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

「アクション・プラン」（平成22年12月28日閣議決定）の3.（1）では、一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限のうち、速やかに着手するものについて、関係府省が行った「自己仕分け」において全国一律・一斉に地方自治体に移譲するものとされたもの（「自己仕分け」結果において「A-a」とされたもの）を参考にして、移譲に向けた取り組みを実施する項目及びその実施に向けた工程を地方と協議した上で平成23年6月末までに整理することとされています。

この度、各関係府省より、「アクション・プラン」に基づき「速やかに着手する」ものと判断した事務・権限の事項及び工程案が示されました。

つきましては、各府省が示した工程案を参照の上、一つ一つの事務・権限ごとに移譲に向けた取組を開始するか否かについて、各都道府県の御判断・御意見等をお示しいたきますようお願いいたします。

○提出期限

平成23年6月21日（火）

○提出先

内閣府地域主権戦略室

○提出方法

別添様式に記入して提出

○留意事項

- ・ 国側が付した移譲の際の条件についても、今後、当該条件について地方側と引き続き議論することをもって「速やかに着手する」事務・権限として整理することを予定しています。
- ・ 6月末までに「速やかに着手する」事務・権限として整理されなかったものについても、7月以降、地方の要望等を踏まえ、「アクション・プラン」に基づき検討を進めていくものと考えています。
- ・ 今回お示しする工程案の中には、移譲について関係省庁間での調整を要するものが含まれています。これらについては、移譲の受入れを示していただいたものから速やかに関係省庁間での調整をさせたいと考えています。

(〇〇県)

| 事務・権限 | | 諾否 | 備考 |
|-----------|---|----|----|
| 整理番号 | 内容 | | |
| 沖縄総合事務局 | | | |
| 10 | 農林水産省の地方農政局が所掌する業務の一部 | | |
| 13 | 経済産業省の経済産業局が所掌する業務の一部 | | |
| 16 | 国土交通省の地方整備局が所掌する業務の一部 | | |
| 18 | 国土交通省の地方運輸局が所掌する業務の一部 | | |
| 法務局・地方法務局 | | | |
| 13 | 人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務 | | |
| 地方厚生局 | | | |
| 4 | 医療法人（広域）等の監督 | | |
| 5 | 国の開設する病院等の医療法に関する手続き | | |
| 6-1 | 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定 | | |
| 6-2 | 特定感染症指定医療機関からの報告聴取等 | | |
| 7 | ・「児童福祉法」に規定する指定療育医療機関の指定等 ・「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等 ・「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定 | | |
| 8 | ・指定医療機関等の指定等 「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定 | | |
| 12・13 | 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士及び歯科技工士を養成する施設の指定、変更承認、指定取り消し、報告及び調査等 | | |
| 14 | 生活衛生同業組合振興計画の認定 | | |
| 15 | 複数の都道府県を活動地区とする中小企業者による協同組合等のうち、厚生労働大臣の所管に属する | | |

| 事務・権限 | | 諾否 | 備考 |
|-------|---|----|----|
| 整理番号 | 内容 | | |
| | 事業者が組合員資格に含まれるものに対する設立認可等 | | |
| 18 | 社会福祉法人（広域）等の認可 | | |
| 20 | 消費生活協同組合（広域）の許可、認可及び承認 | | |
| 22 | 精神保健指定医の指定に関する事務（指定証の交付等） | | |
| 23 | 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行 | | |
| 24 | 医師等の臨床研修施設等の指導監督 | | |
| 25 | 総合衛生管理製造過程の承認等（海外施設の承認等及び製造基準の例外承認等を除く。） | | |
| 27 | 指定検査機関の指定等 | | |
| 28 | 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令 | | |
| 34 | ・特定機能病院の報告徴収・立入検査（医療法第 25 条第 3 項及び第 4 項） ・緊急時における報告徴収・立入検査（医療法第 71 条の 3） | | |
| 35 | 介護保険・サービスに関する指導 | | |
| 43 | 消費生活協同組合の検査指導 | | |
| 44 | 社会福祉法人の指導監査 | | |
| 地方農政局 | | | |
| 12 | 農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務 | | |
| 18・19 | 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 | | |
| 経済産業局 | | | |
| 4 | 商工会議所法に基づく定款変更の認可 | | |
| 7 | 一の都道府県内にのみ事業所等がある認証製造業者等に対する工業標準化法（JIS法）に基づく報告徴収・立入検査 | | |
| 11-1 | 下請代金法に基づく報告・検査 | | |
| 13 | 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等 | | |
| 16-2 | 一の都道府県にのみ事業所等があるクレジット業者に対する割賦販 | | |

| 事務・権限 | | 諾否 | 備考 |
|-------|---|----|----|
| 整理番号 | 内容 | | |
| | 売法に基づく報告徴収・立入検査 | | |
| 18-1 | 一の都道府県内にのみ事業所等が存在する消費生活用製品の製造業者・輸入業者に対する消費者生活用製品安全法に基づく報告徴収・立入検査 | | |
| 18-2 | 一の都道府県内にのみ事業所等が存在する電気用品の製造業者・輸入業者に対する電気用品安全法に基づく報告徴収・立入検査 | | |
| 18-3 | 一の都道府県内にのみ事業所等が存在するガス用品の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査 | | |
| 18-4 | 一の都道府県内にのみ事業所等が存在する液化石油ガス器具等の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査 | | |
| 18-5 | 一の都道府県内にのみ事業所等が存在する家庭用品の製造業者・表示業者・販売業者（卸売業者に限る）に対する報告徴収・立入検査 | | |
| 32-1 | 一の都道府県内にのみ事業所等のある特定事業者に対する容器包装リサイクル法に基づく報告徴収（法第 39 条）及び立入検査（法第 40 条） | | |
| 32-2 | 一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等に対する家電リサイクル法に基づく報告徴収（法第 52 条）及び立入検査（法第 53 条） | | |
| 32-3 | 一の都道府県にのみ事業所等がある食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する食品リサイクル法に基づく報告徴収（法第 24 条第 1 項）及び立入検査（法第 24 条第 2 項及び第 3 項） | | |
| 32-4 | 一の都道府県にのみ事業所等がある指定表示事業者に対する資源有効利用促進法に基づく報告徴収及び立入検査（法第 37 条第 2 項） | | |
| 35 | 一の都道府県にのみ事業所等がある省エネ法に基づく特定事業者等への措置に関する事項（指導・助言（法第 6 条）、報告徴収・立入検査（法第 87 条 3 項）等） | | |

| 事務・権限 | | 諾否 | 備考 |
|--------|---|----|----|
| 整理番号 | 内容 | | |
| 38-1 | 給油等事業所が一の都道府県内にある揮発油（ガソリン）販売業者等に対する揮発油等の品質確保等に関する法律に基づく報告徴収、立入検査等 | | |
| 地方整備局 | | | |
| 2-2 | 地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約等に関する事務 | | |
| 7 | 地方自治体に移管される直轄事業に係る事業評価及び費用の縮減に関する事務 | | |
| 8-2 | 地方自治体に移管される直轄事業に係る技術的審査、検査及び調査に関する事務 | | |
| 9-2 | 地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約制度の技術的事項に関する事務 | | |
| 10-2 | 地方自治体に移管される直轄事業に係る積算基準に関する事務 | | |
| 11-2 | 地方自治体に移管される直轄事業に係る建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務 | | |
| 13-2 | 地方自治体に移管される直轄事業に係る防災業務計画等の策定に関する事務 | | |
| 45-2 | 地方自治体に移管される直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務 | | |
| 46-2 | 地方自治体に移管される直轄事業に係る土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務 | | |
| 北海道開発局 | | | |
| 2 | 地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約に関する事務（物品及び役務に関するもの） | | |
| 3-2 | 地方自治体に移管される直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務 | | |
| 4-2 | 地方自治体に移管される直轄事業に係る土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務 | | |

| 事務・権限 | | 諾否 | 備考 |
|---------|--|----|----|
| 整理番号 | 内容 | | |
| 10・24 | 地方自治体に移管される直轄事業に係る事業評価及び費用の縮減に関する事務 | | |
| 11-2 | 地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約に関する事務（工事及び業務に関するもの） | | |
| 20-2 | 地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約制度の技術的事項に関する事務 | | |
| 21-2 | 地方自治体に移管される直轄事業に係る技術的審査、検査及び調査 | | |
| 22-2 | 地方自治体に移管される直轄事業に係る積算基準に関する事務 | | |
| 25-2 | 地方自治体に移管される直轄事業に係る防災業務計画等の策定 | | |
| 26-2 | 地方自治体に移管される直轄事業に係る建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務 | | |
| 地方運輸局 | | | |
| 10 | 自動車運転代行業の認定業務 | | |
| 地方環境事務所 | | | |
| 1・2・3 | <p>○容器包装リサイクル法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の都道府県内にのみ事務所等がある特定事業者に対する報告徴収（法第39条） ・一の都道府県内にのみ事務所等がある特定事業者に対する立入検査（法第40条） <p>○家電リサイクル法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等からの報告徴収（法第52条） ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等の事務所等への立入検査（法第53条） <p>○食品リサイクル法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の都道府県内にのみ事務所等がある食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第24条第1項、第2項及び第3項） | | |
| 6 | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査に関する | | |

| 事務・権限 | | 諾否 | 備考 |
|-------|--|----|----|
| 整理番号 | 内容 | | |
| | る事務 | | |
| 7 | 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督に関する事務のうち、一の都道府県内で調査業務を行う指定調査機関に関するもの | | |
| 8 | 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第 25 条第 1 項に規定する申請等の経由に係る事務 | | |